

生垣設置奨励金交付申請の手引き

生垣が作り出す「みどり」の壁はブロック塀にはない、潤いや憩いを与える空間をつくるだけでなく、地震や火災などの災害時には延焼防止の役割も果たします。

本事業では、新たに生垣設置に取り組む市民や事業者の皆さまに対し、経費の一部を奨励金として交付しています。

この手引きは、奨励金に関し、その内容を説明するとともに交付申請の手続きについてまとめてあります。

対象となる生垣

奨励金交付の対象となる生垣は次のとおりです。

- (1) 高さのほぼ均一な樹木に丸太・竹・杭等の補助材料を用いて、お互いに葉が触れ合う程度に列植した垣根とします。
- (2) 垣根の延長は、3メートル以上とします。
- (3) 樹木の高さは、おおむね90センチメートル以上とし、植栽本数は、1メートルにつき2本または3本を基本とします。
- (4) 樹木の種類は、生垣に適した樹種で、原則的に公社が推奨するものとします(別紙参照)。
- (5) 棚、金網フェンス等の内側に設置する場合は、透過性が十分確保されるものとし、植栽面から当該金網フェンス等の基礎部分の高さは60センチメートル以下とします。

交付の対象区域

奨励金交付の対象となる区域は次のとおりです。

- (1) 奨励金交付の対象となる区域は、相模原市において都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定による市街化区域及び同法第8条第1項第1号の規定による用途地域内の戸建住宅(店舗併用住宅を含む。)又は共同住宅の用に供する土地の敷地内であって、国、県又は市の道路に面した部分に設置するものとします。
- (2) 生垣は、幅4m以上の公道に接している、もしくは、建築基準法第42条2項に規定する道路であり、当該道路の中心線から水平距離2m以上離れているものとします。

建築基準法第42条2項に規定する道路

建築基準法施工の際、既に建築物が立ち並んでいる4m未満の道路で、将来は4mに拡幅が可能と特定行政庁が指定した道路

交付基準

奨励金の交付基準は次のとおりです。

- (1) 上記「対象となる生垣」及び「交付の対象区域」を満たしているものであること。
- (2) 生垣は新規に設置し、工事着手前の状態であること。
- (3) 過去に同一住所で奨励金の交付を受けていないものであること。
- (4) 生垣設置後5年間良好な管理を行い、それを保存することができるものであること。
- (5) 市民税を完納していること。

区分	申請日	税の対象年度
個人	4/1～11/30	前年度
	12/1～3/31	今年度
法人	全期間	直近の年度

ただし、次に該当する方は対象者になれません。

- ① 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- ② 販売を目的として所有又は管理する住宅用地に設置する場合
- ③ 法令及び条例等により緑化施設(樹木等が植栽された敷地)の設置を求められる行為を行う者(求められる緑化施設の面積の範囲を超えて行う者を除く。)
- ④ 相模原市開発事業基準条例第2条に規定する開発行為及び建築事業により設置する場合
- ⑤ 公道等の新設又は改良による移転補償にかかわるものを設置する場合
- ⑥ その他理事長が不適当と認めた場合

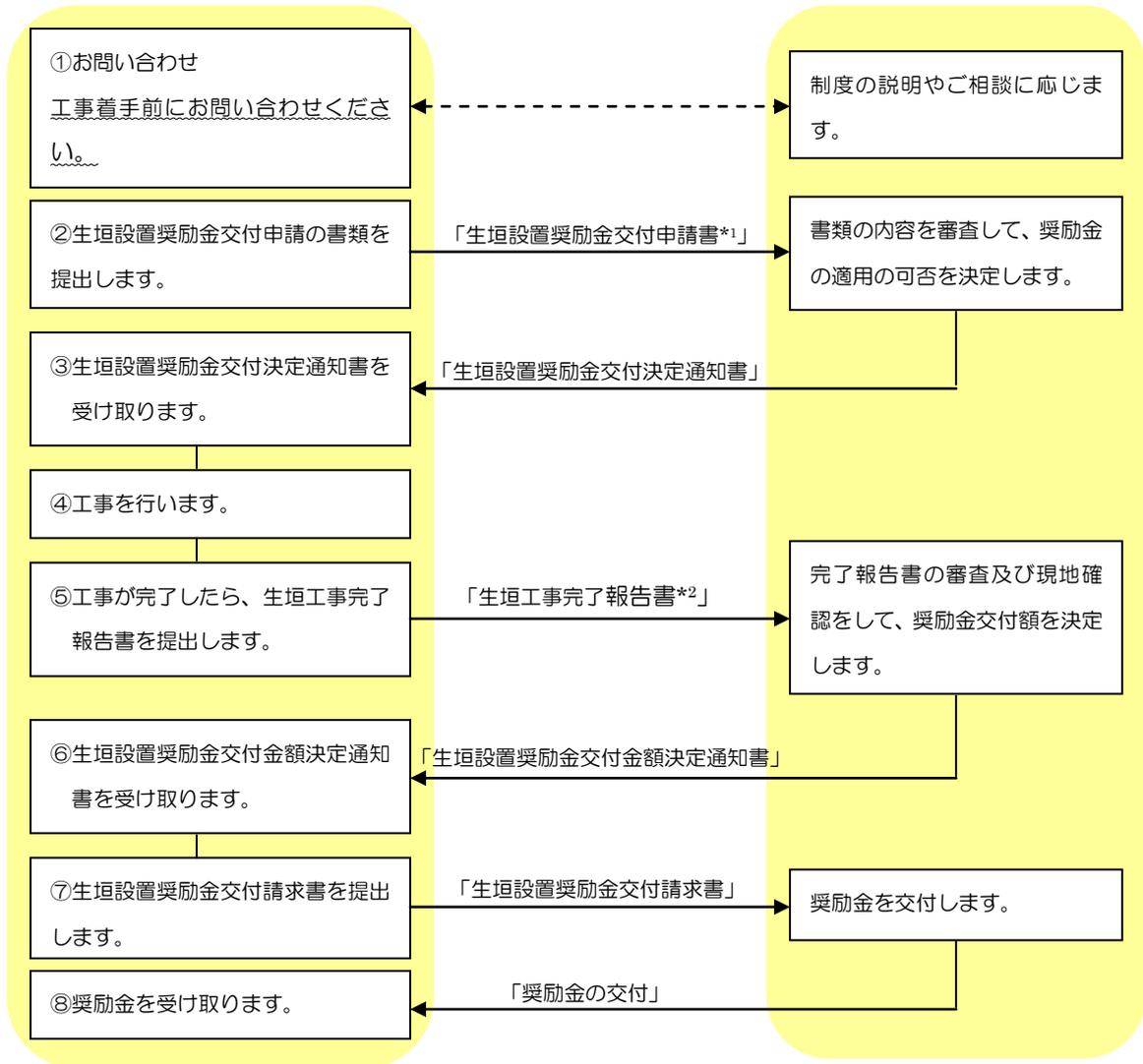
奨励金額

奨励金は、予算の範囲内において次の金額を交付します。

助成対象の土地	奨励金限度額	奨励金単価
戸建住宅 (店舗併用住宅を含む)	100,000 円	1メートル当たり 5,000 円
共同住宅	300,000 円	20メートルまで 1メートル当たり 5,000 円 20メートルを超える部分 1メートル当たり 2,500 円

申請の手続きの流れ

申請者



*1 申請に必要な提出書類

- (1)生垣設置奨励金交付申請書(第1号様式)
- (2)設置場所の案内図・・・申請地と周辺が分かる地図
- (3)工事着手前の写真・・・設置箇所が分かる写真
- (4)植栽平面図
- (5)市民税を完納していることが確認できる書類
- (6)土地所有者の承諾書等(申請者と土地所有者が異なる場合のみ。ただし、共同住宅かつ分譲住宅の場合は、住民全員の合意書または管理組合の決議書が必要)

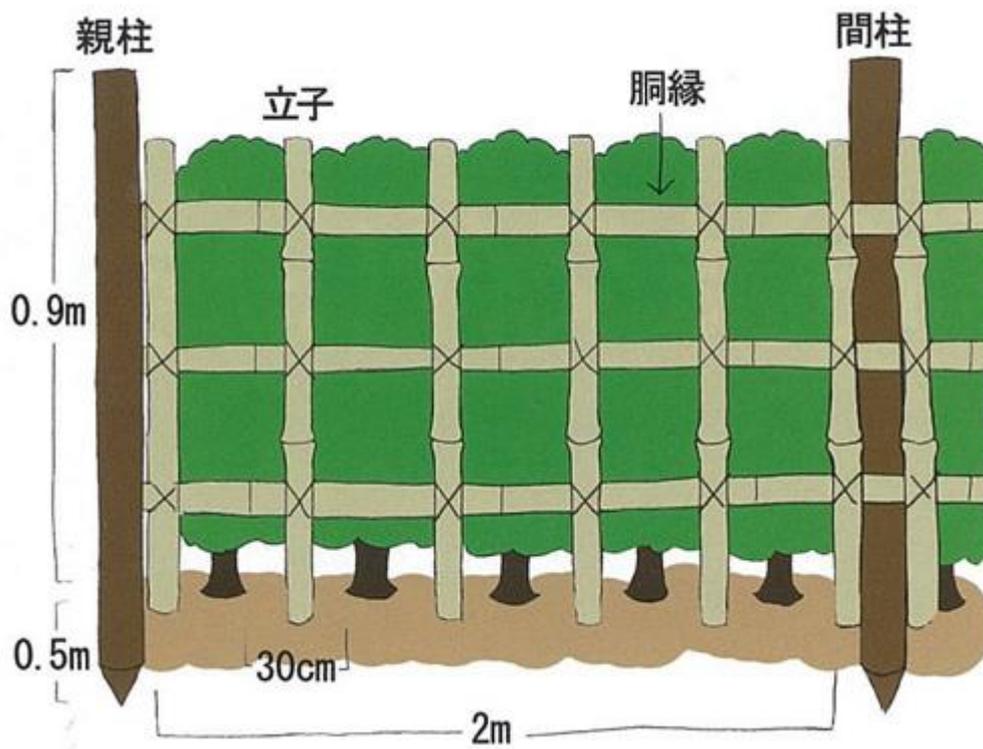
※必ず工事に着手する前に申請してください(着手後の申請は奨励金交付の対象となりません)。

※書類審査は、2週間程度かかります。工事予定期間は、審査日数を考慮して設定してください。

***2 工事完了後に必要な提出書類**

- (1) 生垣工事完了報告書(第4号様式)
- (2) 設置した箇所の写真
- (3) 経費の支払いを証明する書類・・・生垣設置に係る工事の領収書の写し

【生垣施行例】



【お問合せ】

公益財団法人 相模原市まち・みどり公社 みどり推進課
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-6-23
電話 042-751-6624 (直通)
FAX 042-751-2345

(別紙)

公社が推奨する生垣に適した樹種

区分	推奨樹種
花が楽しめる生垣	アベリア、キンモクセイ、クチナシ、常緑性ツツジ類、ドウダンツツジ、トキワマンサク類、ムクゲ、レンギョウ
葉や実が楽しめる生垣	アオキ、イヌツゲ（キンメツゲ・ゴールデンジェム）、イレックス（サニーフォスター）、イボタ類（シルバープリペット）、オオゴンモチ、オリーブ、カクレミノ、グミ（ギルドエッジ）、ゲッケイジュ、サカキ（斑入り、トリカラー）、シマトネリコ、シラカシ、ナンテン、ネズミモチ（トリカラー）、ヒイラギ、マサキ（オオゴンマサキ等）、ラカンマキ、ヤツデ、ブルーベリー
中低生垣	イヌツゲ、イヌマキ、ウバメガシ、カシ類、キャラボク、キンシバイ（ヒドコート他）、クチナシ、ニオイヒバ、コノテガシワ、イボタ類（シルバープリペット）、常緑性ツツジ類、ドウダンツツジ、マサキ、ネズミモチ類、ハクチョウゲ、ヒイラギ、ピラカンサ、モクセイ、レンギョウ、ヤボンノキ、ユキヤナギ
高生垣	イヌマキ、カシ類、マテバシイ、モチノキ

(注1) カナメモチ類（レッドロビンなど）は、市内ではゴマ色斑点病が多く耐久性に問題があるので推奨しない。

(注2) 樹種選定には土壌条件、日照条件等など生垣を設ける場所の環境の配慮が必要となる。

【 例 】

生垣の種類	1 m当りの本数	刈り込み時期	光環境	
			日なた	半日陰
イヌツゲ	常緑樹 2～3本	5、7、9月	○	○
マサキ		4、6月	○	○
ネズミモチ		2本	5、11月	○
イヌマキ	針葉樹 2本	6、9月	○	○
ドウダンツツジ	落葉樹 2～3本	5月	○	○
ムクゲ		2本	3月	○